

愛知学院大学経営管理研究所規程

(名称・場所)

第1条 本学経営学部に、愛知学院大学経営管理研究所（以下「本研究所」という。）を置く。

(目的)

第2条 本研究所は、経営管理とその教育手法に関する総合的研究を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本研究所は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 経営管理と経営教育に関する理論的・実証的調査研究
- (2) 研究叢書の刊行
- (3) 研究成果の発表および調査報告等のための研究所報の刊行
- (4) 研究会・講演会・講習会の開催と派遣
- (5) 研究資料の収集・整理及び保管
- (6) 外部団体との共同研究のためのワークショップ等の開催
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本研究所に、所長、幹事、所員及び事務職員を置く。

2 本研究所に、研究員を置くことができる。

(所長)

第5条 所長は、所員総会の議を経て、所員のなかから学長が委嘱する。

- 2 所長は、本研究所を代表し、本研究所の運営一般を総括する。
- 3 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事)

第6条 幹事は、所員総会の議を経て、所員のなかから所長が委嘱する。

- 2 幹事は、研究所事務の円滑な運営を図り、研究所報の編集等を行う。
- 3 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(所員)

第7条 所員は、本学経営学部の専任教員をもってあてる。

(研究員)

第8条 研究員は、所員以外の者のなかから、所員の推薦により、運営委員会の議を経て、所長が委嘱する。

- 2 研究員の任期は、1年以内とする。ただし、運営委員会の議を経て、更新することができる。

(所員総会)

第9条 本研究所に所員総会を置く。所員総会は、全所員をもって構成し、所長がその議長となる。

- 2 所員総会は、本研究所の運営に関する基本方針を決定し、予算及び決算について審議する。
- 3 所員総会の常会は、毎年度3回とし、所長が招集する。
- 4 所長は、臨時会を招集することができる。また、全所員の4分の1以上の請求がある場合には、所長は、すみやかに臨時会を招集しなければならない。

(運営委員会・運営委員)

第10条 本研究所に、運営委員会を置く。運営委員会は、所長、幹事及び運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員は、所員総会において、所員のなかから4名選出する。
- 3 運営委員の任期は、2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会は、所員総会において決定された基本方針及び予算に従い、第3条に掲げる事業

の運営に関して審議・決定する。

5 所長は、運営委員会を招集し、座長となる。運営委員の請求がある場合には、所長は、すみやかに運営委員会を招集しなければならない。

(専門委員会)

第 11 条 本研究所は、必要に応じて若干の専門委員会を置くことができる。

(定足数・表決)

第 12 条 所員総会、運営委員会及び第 11 条に定める専門委員会は、それぞれ、その構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、その会議を開き、議決することはできない。

2 所員総会及び運営委員会の議事は、別に定める場合を除いて、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、所員総会においては議長が、運営委員会においては座長が決する。

(事務局)

第 13 条 本研究所に、事務局を置く。事務局は、所長、幹事及び事務職員をもって構成する。

(経費)

第 14 条 本研究所の経常費は、本大学の年間研究予算その他をもってあてる。予算及び決算は、所員総会の議を経なければならない。

(細則)

第 15 条 本規程に定めるもののほか、本研究所に必要な細則は、別に定める。細則は、運営委員会の議を経て、所員総会の承認を得なければならない。

(規程改正)

第 16 条 本規程の改正は、所員総会において全所員の 3 分の 2 以上の賛同を得、経営学部教授会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

(施行期日)

附 則

本規程は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は、平成 11 年 2 月 12 日より施行する。

本規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

愛知学院大学経営管理研究所 所員 (五十音順)

◎飯島 康道	□森田 大輔	○油井 毅	○金澤 敦史	○古澤 和行
関 千里	千葉 賢	津田 秀和	内藤 勲	西海 学
西舘 司	林 伸彦	林 幹人	平賀 正剛	藤原 一肇
○三輪 幸大	向 伊知郎	武藤 明則		

(◎所長、□幹事、○運営委員)